

生存権の性格について

——社会保険闘争によせて——

都立大教授 沼田 稻次郎

目次

- 一 はしがき
- 二 戦後日本の生存権意識の発展
- 三 生存権保障の現代的意義
- ① 資本主義社会と生存権の思想
- ② 社会主義国家の社会保障
- ③ 第二次大戦後における生存権思想の性格
- 四 日本国憲法第二十五条
- 五 社会保険闘争と労働組合の課題
- ① 勤労者階層の連帯性の自覚と組織的紐帯の強化について
- ② 根源的権利意識の昂揚のために
- ③ 平和運動との結びつきの強化について

一 はしがき

もう五百号を出すことになった「労働法律旬報」も従来生存権の問題をあつかった論稿をほとんどのせていない。事項索引目次にも生存権とか社会保障という項目は出ていない。それは大体「賃金と社会保障」誌のやる問題だということらしい。もっとも労働法だって労働者の生存権保障に直接間接に関連あるわけだが、何分、組織労働者の抵抗・政治活動や経済活動の法理には、自由とか団結権とかの問題が多く、そこでの登場者は「最低限度の生活」よりは大部分の方にいることであって、生存権の視点から労働者権をみるといふ発想が生じにくかったようであり、この雑誌は

労働者とか裁判所、検察庁、弁護士などの法律家や、組合においては争対部、情宣部、組織部、法対部系の人々がみるものらしい。だが今日は、少くも組合に関する限り、組織部等右の系統の人たちが権利闘争の重要な一形態として社会保障闘争の重要性を自覚すべき時だと思ふのである。そして労働法学者も学問領域を社会保障にまでひろげてゆくことによって、労働法理自体をも更にほり下げることになるのだらうと思ふ。ストを禁止する公務員法や公労法の規定をしばしば憲法二八条に照して違憲の議論をした組合や学者が、生活保護法や厚生年金法における給付規定を憲法二五条に照してその違憲か合憲かを吟味しないでもいいというわけにはゆくまい。

近來漸く勤労諸階層の諸組織が社会保障闘争を促進すべき主体的組織の結集に努力して来ている。ということは生存権法理の展開を迫っているということにほかならないと思ふ。朝日訴訟の控訴審の判決が近づいてきているが生存権の法理を検討すべき一つのチャンスだらうと思われる。もとよりその法理も闘争と実践によって形成せられることは否定しがたく、運動の中でとらえてゆくの でなければ生きた理論とはなるまいと思ふ。

私が西独ケルンの近郊に寓居していた家の主人公は大化学工場の経営協議会委員(Betriebsrat)であり、化学・紙・窯業労組の老組合員であった。彼が、今年の四月のハンノーヴァでひらかれた単産の労働講座に参加したとき、教育計画を一瞥させてもらったが、一週間(五日間だったと思ふ。週五日労働制がこの産業では普及している)のうち大部分が社会保障法関係の解説にあてられていた。それはドイツ総同盟(DGB)の保守的ムードの表われであることは否定しえないが、わが国の組合も労働講座の中にもう少し社会保障関係を取り入れた方がいいようである。そのとり入れ方はしかし批判的精神をもって理解させるような仕方で行なわなければならない。もとより社会保障の知識には実務性は必要である、だが、当面はより以上に批判性が重要であらう。更に労働運動の中における社会保障闘争のいわば位置づけの問題を究明することが肝要だと思われる。私が、社会保障闘争と生存権の問題に関して、敢て拙稿を「労働法律旬報」誌に寄せたのも本誌の読者層に本気になって動き

出してもらい、議論を重ねてもらおうべく、たたき台を提供しようと思ったからにはかならない。

二 戦後日本の生存権意識の発展

1 敗戦後、戦争被害者の大群が勤労大衆という極貧の巨大な人民集団を形成した。その中核が労働者——官公吏も商業使用人などホワイトカラーも含む階層として——にほかならない。労働者を中核とする勤労大衆こそ、日本国憲法における「勤労者」像の基盤となったものであった。当時、勤労大衆は平和と自由への熱望とともに生存権への確信を深く抱いていた。生産管理戦術や陰謀物資摘発闘争、さては「米よこせ」を叫ぶデモストレーションは、まさに生存権的規範意識の下に行なわれた行動というべきものである。当時の生存権意識はしかし可成り特殊敗戦後の要素を含んでいたと思われる。即ち、一億総動員して行なわされた戦争に敗れて、戦争の犯罪性が世界の非難をうけるにいたったという激変の時期に、極貧に耐え忍ばせられてきた勤労大衆は戦争責任ある政府に対して、生存権の保障を要求するのは当然だとされた。なるほど帝国主義の宿命の如き戦争悪は資本主義社会の社会悪の集中的表現にちがいないのであるが、両者の関係は未だ勤労大衆に伝えられていなかったといつてよい。戦争便乗者や敗戦便乗者に対する激しい非難をこめて、自分たちの窮乏を政府にぶつけたのである。しかしその故にまた非常に激しい生存権の主張が含まれていた。かかる主張を組織したのはいうまでもなく労働政党和労働組合であった。

敗戦後のみなぎる生存権意識を見ないで、日本国憲法第二五条の存在理由はわからないと思う。同条は次の如く規定している。

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この規定は、勤労大衆の生存権的要求が戦争責任の追及とからんだ形で燎原の火の如く燃えさかろうとするのに対して、いわば「希望」の水をかける意味をもっていたようである。生存権要求に潜む超法的、革命的イデオロギーたる側面を否定し、主として国家の社会保障制度等の秩序によって実現を期せらるべき法的理念として生存権を承認したものにはかならない。生存権的要求をかける勤労大衆の激しい闘争が、アメリカ憲法の知らない社会的権利の保障をアメリカ占領軍の下においてすら固執した決定的要因だと思われる。

政府はとす無き貧困の底辺に生きる人々を対象として昭和二十一年二月五日の閣議で「生活困窮者緊急援護要綱」（生活保護法の先駆）を決定し翌年四月一日から労働組合法（旧労組法）の施行を見たとを知っている。戦後の社会立法は片やいつ火のつくかわからない極貧の底辺に対して、片やいつ火をつけるかわからない組織労働者に対して先手を打って行なわれたのである。軍人恩給の廃止をGHQから指令せられ（昭二〇・一・二四付指令AG二六〇）五七〇万余に達する受

給権者の生活は戦争責任追及に油をそそぐ可能のあることでもあり、政府は生存権保障に対する熱意を示さざるをえない状態に追いこまれた。社会保険制度審議会の設置をみたのは昭和二〇年二月のことである。翌二一年三月には勅令によって社会保険制度調査会が設けられた。しかし当時においてすらなお日本政府は社会立法に対してGHQよりも消極的であった。第九〇回帝国議会において成立した生活保護法（旧法）は従来の慈善的な救護法、母子保護法ほか三法を廃止して、近代的な生活扶助制度を確立したものとされるが（たしかに戦前の天皇制政権のもとでは考へられない原理を含んでいたが、その実質は貧弱）、これすらGHQの示唆によるところであった。児童福祉法（昭二二・法一六四号）の成立も、フナガガン神父（少年の町の創設者）にハッパをかけられたことに負うところ少しとしないようである。かかる外からの進歩的政策もあつたにせよ、それを促した要因として勤労大衆の生存権意識の昂揚をみのがしてはならない。

2 周知のように昭和二三、四年にかけて勤労大衆の負担による企業整備合理化とデフレ政策（ドッジ・ラインなるもの）の強行とならんで反共反産別会議の占領軍の弾圧政策（かのポツダム政令二〇一号。この毒は今も悪法の血に流れている）が、日本の独占資本の再建を保障する。その後、朝鮮戦争（レッドバージによる組合活動家の追放も含めて）は資本蓄積を助け、スト規制法と電産に対する弾圧による電力の完全なる確保や生産性向上運動等による——すべて低賃金政策の上に——巨大な資本蓄積が

急テンポに進められた。かくて支配階級は労働運動の弾圧をテコとしつつ経済再建、再軍備の途をすすんできたのだが、その過程は、勤労大衆像を解消せしめようとするものでもあった。産業別組織方針をもって出発した労働組合が、企業の枠の中へ弾圧と経済政策とによって閉ぢこめられ、枠の中では非組合員として課長等が資本の側に立法の巧みな印象によって結びつけられ、職員層を組合から引きはなそうとする企業の労務政策によって小さな矛盾がいたるところに生れたし、官公労働者からのスト権剥奪は官民組織の間にくさびを打ちこむ意味をもつものであった。更に、組織労働者を未組織労働者から遊離せしめる諸方策、組合を市民生活に対する脅迫者でもあるかのように印象づけて（たとえば私鉄スト等の際の逆宣伝を思えばよい）組合を社会の諸々の階層から浮きあがらせる方向への施策などが、日本経済の二重構造による企業格差とからんで、勤労大衆諸階層の間に利害の摩擦を生ぜしめてきたことは否定できない。この間、勤労大衆が、それとして自己を意識したのは、メーデーの示威や原水禁大会においてであり、破壊活動防止法反対の政治的キャンペーンや警職法反対の闘争、そしてやがて安保闘争において極致に達するのだが、この種の政治的大衆運動及び選挙運動においてであった。政治的大衆運動やメーデーの行進の中で、勤労大衆は平和と自由への情熱をあらためて自覚するのであり、これがあるが故に、日本国憲法は——その現実の歪曲にもかかわらず——なお人権の砦として命脈を維持しているものといわなければならぬ。

この時期は、主として大企業労働者を組織している労働組合では、低賃金との闘いはたえず進めていたとはいえ、中小企業に働く未組織の労働者や生活保護をうけて食いつなぐ極貧層の生存権の問題を本当に意識していたとはいえないと思われる。組織なき人々が、生存権を主張することはほとんど不可能である。組合が生存権の問題を、気の毒な人たちのための保護救済の問題としてしか現実感をもちえないかぎり、生存権の意識は社会的に高まってこないし、況や生存権の闘争は迫力ある組織をもつことはできない。生存権の意識は、労働者階級の連帯性のもとより、労働者階級と他の勤労者諸階層との経済的連帯性が意識せられることなしには、社会に根をおろし得ないし、生存権の闘争はくめないといいきつてもよい。

敗戦直後に、直覚的な激しい生存権意識がもり上ったが、それは基盤における貧困の普遍性に規定せられたイデオロギーであり、収入の格差が生じてくるとき、具体的連帯性の自覚を媒介としていない弱さが露呈され、生存権は勤労諸階層やグループの特殊利益主張の諸矛盾の中に沈潜せざるをえなかったと見るべきであろう。

かかる諸集団の特殊利益——生存権の契機を含むものである——の間の摩擦が実践的に克服されてきて、特殊利益相互の連帯性が組合によって自覚せられてきたときに、生存権は具体的に意識せられ、生存権の闘争も労働政党及労働組合を中核とする勤労者諸階層の組織的連帯に担われうるのである。そして、生存権もまた真にその主体をもつにいたるというべきであろう。現在、かかる主

体が形成せられつつあるとみられよう。

ドッジ・ライン以降、GHQの権力をも用いて強行せられた独占資本の再編成と巨大な資本蓄積過程は矛盾を蓄積する過程でもあった。深刻な失業問題を生み出した。また他面国民健康保険にはじまる社会保険の危機も生じた。政府はこれに對して保険料率の引き上げ、一部負担金制（初診料）の実施などのいはば「後退」によって対処した。政府は、経済九原則による独占資本の自主再建のために「国民生活の耐乏の要請」を訴え、「実現の困難を認識しつつ」反面、国民には生存権保障という「高い理想」の夢を渡してくることを期待できる機関として、社会保障審議会を設けたと思われる（昭二四・五・二九第一回總會「」内は同總會における林副総理の挨拶より引用した部分）。社会保障審議会はその後幾度か勧告を出した。だが、何分にも生存権の闘争を推進すべき社会的主体たる組織労働者が一応敗戦直後の極貧を脱し相つぐ弾圧や企業整備あるいは企業の労務対策の強化に對して組織と雇傭とを防御することに精根を傾けつくさざるを得ず、組合員の利己的企業意識が根強くなる等の事情の為に、社会保障闘争を組む主体的力量に欠けていたのだから、微温的な勧告すら政府は必ずしも活用しようとしなかった。とはいえ昭和二五年一〇月に出した「社会保障制度に関する勧告」（内容には必ずしも賛成しがたいが、社会保障のスケールを示唆するものである）以下の諸勧告によって技術的に複雑な社会保障の領域について国民にイメージを与えた役割は認めてよいことである。

3 生存権意識を覚醒する諸条件は、技術革新、企業合理化による生産性向上が産業界のあらゆる領域に与えた多くの変動と、これに対応する労働組合の闘争のなから逐次生れてきた。「もはや戦後ではない」という言葉がきかれた昭和三〇年には日本生産性本部の創立をみるが、その年、全国一般合同労組も結成せられた。

(A) 大企業労働者の賃上げ闘争が、国民の生活水準の上昇を伴わずして独歩し得ないということが、総評をして中小企業に働く未組織労働者の組織化に向わしめることになった。総評が職業的オクルグを各地に定住せしめて組織意欲を示すにいたったのであるが、かかる関心は当然にまた最低賃金制樹立への強い意欲と結びつく。昭和三年三月総評は最低賃金制獲得総決起大会を催して大きなキャンペーンを展開した。最低賃金制は一国の生活水準を規定する大きな要素であり、中小零細企業への組織の浸透と相まって、生存権の闘争における基礎的な条件といふべきである。かかる動向は中小企業の社会に支持層をもつ保守勢力に対する脅威であり、されば、いち早く「ないよりまし」という印象を与えつつ、ともかくも生存権尊重のポーズをとることを余儀なくせしめることにもなった。そして最低賃金法、国民年金法（昭三四・法一四一）中小企業退職金共済法（昭三四・法一六〇）の制定を見ることになる。勿論これらの立法には、反民衆的な意図も含まれていて、歓迎しえない面も少くないが、これらの立法を促した社会的条件はまさに労働運動の醸成したものである。立法批判を通じて一段と生存権意識を高める

よすがともなったのである。

(B) 昭和三年二月岸内閣の成立以来、政府は総評ことに官公労に対するきびしい弾圧にのり出しさらに警備法の改悪によって国民の自由を奪い、軍備拡張・安保条約の改定という好戦的な政治への傾斜を示す。かかる暗い政治への不安は—その中小企業労働者への見せかけの媚態的立法にもかかわらず—「勤労大衆」という敗戦のおとし子を眠りから覚ましたといえよう。歴史の叡智といふべきであろうか。岸内閣の政治は一方にILO条約批准闘争を生み、組合員の権利意識の上昇を促し、さらにILO条約を通して国際的な生存権保障の水準に対して組合の関心を惹起した。他面に勤労大衆の統一行動に最適のスローガンを与えた。平和と反ファシズムという忘れがたい命題に勤労大衆の関心をひきつけることになった。警職法反対！ 安保改定反対！ というスローガンは「勤労大衆」をして社会的実践の舞台に再登場せしめる上に大きな役割を果たした。警職法改正案は廃案となることによって、安保条約の改定は勤労大衆の憎悪と公憤にとりまかれた国会において自然成立することによって、いずれも勤労大衆の平和と自由とへの情熱とその連帯感をいやか上にも高めたというほかはない。「大砲か、バスターか？」という課題が浸透するにもっともふさわしい心理的土壌が悪政によって作られたのである。

(C) いわゆる第三次産業革命のきびしい現実の前に総評傘下最強をほこる三池労組の闘争力も及びがたく、石炭産業をふきまくる首切りの嵐は、国民に多大の印象を与えねばおかなかった。炭労が組

織をあげ苦しい中に費用を投じて行なつた全国的大行進は、日本を縦断しつゝ勤労大衆にうったえてきた。勤労大衆は技術革新が自分たちに何をもたらすかを知った。ことに四十代から上の労働者には、炭労の問題は自分の問題として映じたにちがいない。

(D) 昭和三十一年七月岡山県津山福祉事務所から医療扶助の一部負担の指示があり、肺患者である朝日茂氏がこれを不服として県知事、厚生大臣に指示取消しの申請をしたが却下された、という事件は当時まだ知られない片隅の出来事ではなかった。だが、彼が屈せず、厚生大臣が定めた入院患者の日用品費月額六百元では健康で文化的な生活を維持しえないから憲法第二五条違反である等の論点をめぐって裁判所で争い、東京地裁で勝訴（昭三五・一〇・一九判）したとき、国民は生存権は主張すべきものだと感じた。商業新聞も深海魚の生存権主張には同情的だから、各紙こそって勝訴判決を支持した。判決は、ボーダーライン層の現実の生活水準をもって生活保護法の保障する「健康で文化的な生活水準」にあたると解してはならないこと、最低限度の水準は決して予算の有無によって決められるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものであること等を明らかにしつつ、現行の保護基準の違法性を宣言している。この判決の直後、問題の日用品費は四七%も増額されたというから直接の効果も大いにあったわけだが、この判決の真価はむしろ社会保障闘争に力をそえた点にもとむべきであろう。それは勝訴したということだけではなく、公判の過程で生活保護基準の低

さが如何に社会保障給付水準や公務員賃金、失対賃金、ひいては生活水準の向上を阻止する要因となつてゐるかが遺憾なく暴露せられたことを見のがしてはならない。この点こそ労働組合をして自己の利益のための闘争において、社会保障闘争は不可欠の一環であることを自覚せしめねばおかないところである。この裁判は、勤労大衆の経済的連帯性を厚生省側の証人の口を通して具体的に説明させたといえよう。この訴訟は近く控訴審の判決をひかえている（この事件については労働旬報社から「朝日訴訟勝利のために」社保協—パンフ七号—という特集がでてゐる。つづきに読んでもらいたい）。

(四) 今日社会保障闘争が、勤労大衆の連帯性の自覚を媒介とした生存権意識をはらみながら、未曾有の力を組織しつつ展開されてきているのには諸々の事情や努力が相互に作用しつつ存在しているのである。右にかかげたところは、それらのうちの若干の顕著なものにほかならない。更にわれわれは国際的労働運動からの影響を評価することを忘れてはならない。一九六一年の二月モスクワでひらかれた第五回世界労働組合大会——総評の塩谷氏は第一次草案の起草から参加し、国内討議をつんで、他の数名とともにこの大会に参加している——は「社会保障憲章」を採択して社会的権利としての社会保障をうたいあげた。

かくて、昭和三十七年には六回の活動家全国集会、六回の統一行動が社会保障闘争を盛りあげ、三八年には第一回社会保障研究大集会が催されるにいたつたのである。この集会には約千三百人の活動家——全日自労四百人、患者同盟、民医連、

全生連等の民主団体代表三百人あとの六百人は各県地評、社保協、労働組合の活動家、五七団体の代表——が参集して八部会にわかれて討論をすすめ、春闘目標として次の三点を打出した（賃金と社会保障）二七六号による）。

一、失対打切りと首切り合理化に反対し、生活保障、失業対策を確立させる闘い。
二、健康保険を改善する療養費払い反対、医療給付をすべて全額無料とさせる医療保障確立の闘い。

三、調整年金に反対し、厚生年金の抜本的改善など老令保障確立の闘い。

この集会において参集者ひとしく意識したこと、生活要求の関連性—勤労大衆諸階層の連帯関係—であり、社会保障の統一的把握の必要と、社会保障闘争を権利闘争の一環として把握の必要とであつたように思はれる。観念的には既にわたりきつたことである。だが、運動の主体が形成せられ、主体を構成するメンバーの闘争と実践との体験が、い、積せられたなから、このわかりきつた命題が、再び、具体的行動的に意識せられてきてゐるという点を重視すべきであらう。もとより、今日漸く闘争の体勢が生れ、目標が自覚せられつつあるという段階であり、この集会についても「まだやはり社会保障屋が多かつた」とか、農漁民関係代表の参加がなかつたとか、反省し克服すべき弱点も少くないのである。とり組むべき課題は幾多存在する。もとより、社会保障闘争を推進する社会的主体の形成強化が基礎だと思われる。だが、それは現実の諸要求のための闘争をはなれて

表現されるものではあるまい。

三 生存権保障の現代的意義

①資本主義社会と生存権の思想

前掲の「社会保障憲章」は臂頭に「社会保障は労働者階級の基本的権利である」とうたつてゐる。ここにいう「基本的権利」はもとより憲法とか法律とかに書かれてゐる権利をさしているわけではない。それよりももっと根源的なものとして「基本的人権」を指していると思われる。わたしたちは、憲章のいう右の命題はいかなる世界観から導かれる論理によつて基礎づけられてゐるのか、という問題を素通りすることはできない。

わが国でも、社会保障は労働者の権利だと強調されてゐる。この場合、それが憲法二五条に書かれてゐる基本権だといふのか、もっと根源的な意味でいつてゐるのか、必ずしも明らかではないようである。憲法二五条についても最高裁は早くから（大法院昭三三・九・二九食糧管理法違反事件）「この規定により直接に個々の国民は國家に対して具体的、現実的にかかる権利を有するものではなく」ただ國家は「國民一般に対して概括的に」社会保障等の責務を負担し「これを國政上の任務とした」という意味だといつてゐる、學者の中にも同条をプログラム規定だと解する人もゐる。というわけで私たちが社会保障は労働者の基本権だと主張するときにも、考え方の整理をしておかないと、この闘争の理論の弱さともなり、下手すると大事なときに主張の方向を見失つたり感亂されたりしないとも限らない。

個人の自由を解放した近代市民社会では基本的
人権思想がイデオロギー的基礎となっている。人
間は生れながら自然権——生命や自由の不可侵権
——をもっており、国家が個人の自由を拘束する
ことのできる正当性の根拠も自由なる個人の社会
契約なり信託なりという仮説に見出そうとする。

こんなわけで近代市民法はまさに権利の体系とし
て構築せられているのである。人は他人から身体、
生命を侵されない権利をもっている。切捨御
免々にはならない。ともかくも生きる権利は保障
されている（消極的生存権）。そのことは歴史的に
は極めて重要なことである。国家は——国家は階
級的だから死刑とか戦争とかときには暴行拷問に
よって国民の生命をも奪うものだが、その問題は
一応別として——国民の生きる権利を刑法や警
察によって守るべきものとされる。また、他人に
生命身体を侵害された場合には損害賠償を請求す
る権利も保障されている。

しかし、人が飢死しようが、病気をしようがそ
れは各人の自由であり、況や牛肉を食べようが豆
粕を食べようが、それは国家の知ったことでは
ないとされる。だとすれば、国家が税金で救済施
策をなすとか、教会や金持が貧民や罹災民の救済
をなすというのも、すべて慈善だとされるのは当
然のことではなければならぬ。お上が病気をただ
で治療したとなれば、一生恩にきて然るべきだと
いうことにもなる。ブルジョア革命期の人権思
想によれば、社会保障が権利ではありえない。封
建時代といわず近代市民社会においても、国家が
貧困者の生活扶助をしたり、いくらか金を出して

失業者の生活を助けるなどということは、慈善に
ほかならなかつたわけである。

資本主義生産の行なわれる近代市民社会は今日
もとより存在している。しかるに、その基盤の上
に立つ国家は今や社会保障の義務を負うもの、そ
して国民はその権利をもつものだと強調されてお
り、多くの国では国家の法律によって、この権利
を具体化している。かかる法思想の転換は個人主
義的な法思想の中から論理的に生れるはずはな
い。そこには法をこえる社会的実践による批判が
媒介されているのである。つまり、労働運動によ
って資本主義社会の悪が意識され、同時にそれに
対する批判の意識がより広くより明確になってき
たということである。資本主義社会は個人の自由
を圧倒する巨大な力で労働者階級を病氣・貧困・
失業など様々な不幸に陥れる。しかもその不幸は
自由なる個人の意思による承諾という形式をとっ
て迫ってくる。しかし、労働者は自分たちの労働
によってうまくやっている資本家は自分たちを搾
取しているのだと感ずるようになる。生存
権の意識が生れる。プロレタリアートは直覺的に
搾取の事実を見ぬくことはいうまでもない。だが、
このような意識に対して最も強力な理論を与え、
生存権主張の正当性——超法的根本的人権の主張は
まさに根源的正当性の主張にほかならぬ——を基礎
づけたのはマルクス及びエンゲルスである。彼等
は何も生存権の理論を書いているわけでもなく、
アントン・メンガーが全労働収益権とか生存権・勞
働権などをかざして社会主義に代位せしめようと
しているのを「法曹社会主義」として嘲笑的に「

押し去ったのはエンゲルスその人であった。だが
それにもかかわらず、労働者階級の生存権主張の
正当性を明らかにしたのは彼等だったといわねば
ならぬ。ただし、マルクス及びエンゲルスこそ、
資本制社会の法則と矛盾とをあますところなく
えぐり出し、ブルジョア国家やその法の階性を見
事に暴露したからである。つまり国家に対して積
極的な生活保障を要求することに正当性ないし
は、基本権を主張しうるのは資本によって搾取さ
れている労働者階級にほかならず、このような基
本権は資本主義社会の悪に対する批判を通じての
み真に基本権としての意味をもつことが、彼等の
業績によつてはつきりさせられたということであ
る。資本主義社会の被害者集団こそ、資本主義国家
に対して生存権を主張できる立場にある。そして
資本主義社会の高度化とともに、その矛盾は激化
し、かかる被害者の集団を増加せしめ、典型的に
は日々直接的に資本の搾取をうけるプロレタリア
ートの抗議のイデオロギーたる生存権を、より広
汎な勤労大衆のものたらしめてゆく。

このように生存権を出張しうる歴史的な主体は
国民一般ではなく、勤労大衆にほかならないので
あるが、ブルジョア国家が何らかの形でその主張
を法定法にとりあげるときには、もとよりかかる
抗議の契機は捨象せられ、すべての国民の権利
として、しかもその内容は搾取の廃絶による生存
権の実現ではなく、社会保障による生存権の実現
をもとめる権利として規定することになる。しか
し、かかる限定的な権利だからといって、法定法
の正統な生存権保障の実現をめざす闘争が改良主義

者のみの仕事であるとして怠ったり、放棄したりしてはならない。ただ、労働運動において社会保障闘争を展開する場合には、資本主義社会に対する批判を省略してはなるまいと思う。もとより、生産力の発展に伴う社会生活の複雑にして危険の多いことは個人の注意や能力を絶した事故の多数を招来するのであり、この点において「すべての国民の生存権」ということの真実性を見出しうることは否定しえないにせよ、文明社会が資本制生産を基礎としているということによる生活苦の根源を究明しないでは、生存権の基本的な理論は把握しえない。資本主義生産社会の総行程を分析し、社会悪の階級性を明らかにしなければならぬ。これなくしては生存権主張の根源的な正当性に対する真の権利意識は生じてはこないだろう。また、かの社会保障憲章における劈頭の命題も唯物史観に導かれる資本主義社会の批判を通してのみ宣言せられえたものということができる。

②社会主義国家の社会保障

しからば社会主義国家において生存権はいかなる意義をもつのか。かの「憲章」は社会主義諸国家の組合も参加して作成し、自分たちの憲章として認めているではないか。労働者階級が国家権力をにぎり、自らを全体者として確立することによって、搾取を廃絶し、あるいは廃絶しつつある諸国家においては、国家の理念自体が全国民の、さらに全人類の豊富な生活におかれている。そこでは、すべての国民——労働者階級は資本主義を否定することによって階級一般を否定する——が、自らの国家において人間に価する生活を営む根源

的な権利をもつのは当然である。今日なお社会主義国家は資本主義に対する——帝国主義国家や、

自己内における資本主義の残滓に対して——闘争をやめるわけにはゆかないから、なお強力な国家機構を必要としているとはいえ、その国家がいかなる程度に国民の生活水準を豊富ならしめるかの問題は、階級間の利害の問題、したがって法的な問題であるよりは、一定の経済的、政治的諸条件の下で、いかに全国民の幸福と安全とを維持向上すべきか、またなしうるかという技術的な問題たる性格が強いとせねばなるまい。同じく社会保障といひ生存権といつてみても、社会主義国家においては階級闘争における抗議と要求ではなく、社会主義の発展のための国家自体の闘争における自らの課題なのだといえよう。だがそれ故に社会主義国家において社会保障制度がおくれ、国民の生活水準が低いという場合には、それはむしろ国民全部の自己批判の課題でなければならぬ。そして今日ソ連邦の社会保障がぬきんで進んでいることは人の知るところである。しかも、ここでは資本主義国家における如く、戦争への宿命的傾向がないから国家権力に内在する要求として生存権保障はたえず進められうる。

社会保障が体系的に整備せられ内容も進んでいるということは資本主義国家においては社会的矛盾の深刻化を示唆する——矛盾の一时的緩和をもたらしうことはあるが——、国家権力の相対的弱さを暗示するものといえようが、社会主義国家においては、それは社会的矛盾の克服と国家社会における経済的・政治的力量の発展を意味するといわ

なければなるまい。

③第二次大戦後における生存権思想の性格

生存権思想の歴史的・階級的な性格の基本的な把握の仕方は右の如くである。ところでファシズム国家のひきおこした惨たんたる第二次大戦を体験した戦後の世界においては、ファシズム国家における恐怖政治に対する非難と嫌悪は、個人の尊厳についての自覚を新にした。また、いうまでもなく人類は平和を至上の価値としてとらえた。そして窮乏からの自由つまり生存権の保障を個人の尊厳や平和主義と不可分のものとして意識したのである（「人権に関する世界宣言」——戦後三年後に採択されたのだが、それでもなお——をみよ）。「バスターカ大砲か」という問い方が、これほど自覚的に提起された時代はあるまい。そこには、バスターの政策的・価値的優位を強調する規範的意識を見ることができよう。

社会保障の思想の起源は「各国国民が力をあわせてナチズムとたたかっていたところ」にまでさかのぼる」とアンリ・レイノーは一九五三年ウィーンでひらかれた国際社会保障会議での報告のなかで述べている。彼はまたそれは「平和の雰囲気の中でだけ発展することができ」と指摘する。

軍備を喪った日本が、かかる戦後の世界への思潮を反映した憲法をもったのは当然であり、圧政と戦争とにいためつけられていた日本国民が——一部の戦争責任者や便乗者をのぞけば——かかる思潮にうなづいたことは疑ないと思う。もとより戦争中三猿の禁にとじこめられていた国民は、敗戦後インフレの嵐にふかれて開市場をうろろ

せざるを得なかったのだから、戦後急に思想を學んだわけではない。だが、戦後の思想の中味は彼等の直覺し共鳴していたものにちがいない。日本国憲法をGHQから押しつけられた憲法だという人は、自分が押しつけられた気持をもったという告白をやっているようなものであろう。

民主主義の基礎となる個人の尊厳という原則は、近代市民社会の人権思想に発するにちがいないが、戦後自覚を新にした「個人の尊厳」は人間に価する生活の保障という実質的な要請を含んで登場しているところに、まさに歴史的に新たな生命があるのである。ナチスの虐政の行なわれたドイツでは、ボン基本法が「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重しかつ保護することはすべての国家権力の義務である……」と第一条にうたっているが、それは社会国家の原理 (das Prinzip des sozialen Rechtsstaat) (同法二〇条二八条) と統一的にとらえらるべきものと解せられている。日本国憲法第一三条は個人の尊重を規定するがそれはやはり第二五条の生存権保障規定と統一的に理解されるべきものでなければならぬ (拙著「労働法論」上巻一三〇頁以下参照)。

戦後における生存権の闘争は、自由のための闘争と平和のための闘争とわがちがたいものとして組織せられねばならない。今日わが国の労働運動が、社会保障を軍需と対決せしめて闘っているのは、全く正しい方法である。

世界政治が戦後間もなく暗い影を帯び、米ソ両国の対立から核武装競争の激化といった方向は、戦後燃えあがった平和主義をちっ息せしめるかに

見えた。かかる情勢は各国の社会保障をいくらか後退せしめもした(一九四八年以降)。しかし本来的に平和を熱望する各国の労働大衆の抵抗や強力に核武装したソ連を先頭とする社会主義国家圏の強化は、帝国主義勢力の好戦的な動きをおさえるのであり、「平和共存」は具体的な政策として世界の受けいれねばならないものとなっている。そして「平和共存」が実効ある政策たりうるかどうかは、社会主義国家における経済力の発展とその国民生活への還元がいかにすすむか、植民地の大衆がいかに人間の尊厳を——民族の独立なしに人間の尊厳はありえない——闘いとりか、また資本主義諸国家において労働運動が労働大衆の生活水準 (Level of living) をいかに高めうるかにかかるといふことができる。

戦災から回復したヨーロッパの諸国や日本の資本主義も驚くべき生産性の向上を示し技術革新は独占資本の巨大な蓄積を進めてきたが、労働者階級の搾取が終ったわけでもなく、労働者階級から解放し得たものでもない。資本主義の矛盾が技術革新によって克服せられたとはいえない、むしろかえって矛盾は深化拡大し来っている。しかし今日各国政府は労働大衆の生活水準に対する顧慮を払ふこと、社会保障を高めることが、規範的にも政策的にも基礎的な要請として承認せざるをえなくなっている。この点において日本が最も立おくれを示している工業国であることは、私たちがもとより、ヨーロッパ諸国の国民もまたこれを知っている。日本における労働力の安価は、人間の尊厳の軽視とみられようし、社会保障の貧弱さ

は窮乏からの自由の欠如と解せられ、そして労働大衆の生活水準の低さは独占の不当な資本蓄積と好戦的性格とを示すものと考えられよう。つまり今日バターの政策が社会保障や生活水準として具体化されることが国家の人間尊重と平和への姿勢を示すものであり、それが国際社会において国家がその尊厳を承認せられる条件であるという思潮が文明国の間に流れていると思われる。ILOが社会保障条約や四〇時間労働制の勧告などを採択しているのは、かかる思潮に棹すものにほかならぬ。もとよりかかる思潮は、何よりも労働者階級の生存権意識が広い基盤をもってきたからこそ、時代の思潮ともなることができたといえよう。そして、この思潮がわが国にも流れこんできている。だが、これが、レジヤークとかヴァカンスとかの「ブーム」として現象せしめるだけであってはならない。労働運動が社会保障や生活水準の問題を自覚的組織的にとりあげ、現実のものとして闘いとするのでなければ、この思潮も単に中産階級ムードをおこすだけで、本当に根をおろして、階級社会からの解放への途上における、よりよき生活のための労働大衆の闘争を促進する思潮とはならないであろう。

四 憲法第二五条について

以上の如く労働者階級が社会保障闘争を展開する場合に、生存権意識を昂揚する必要があるわけだが、それは第一義的には超法的根源的な正当性ないし権利性の意識でなければならぬ。つまり生存権の闘争は法律に書かれた権利の主張である

よりも、むしろ法律を要求する権利の主張（現行法制に対する批判を通してなされる）でなければならぬと思う。それこそが眠りこまない権利意識であり、解放への努力を促しつづけるものにほかならぬ。

しかしながら、日本国憲法に明確に生存権保障が規定せられているということはやはり注目に値することである。近代国家の憲法は政治的にみれば、支配階級が国家機構を通して勤労大衆と約束したものだという意味を含んでいる。憲法はいわば基本的かつ恒久的な盟約たる意義のものとして支配階級のにぎる政治権力もそう簡単には破り得ないものである。それを破れば、勤労大衆の方でもいわば自然状態——憲法ないし国家以前のものとして論理的に擬制せられた状態であり、そこでは現政府をくつがえし新たな国家機構を作る自然権をもっと想定せられる——にかえる正当な理由を見出すということにもなる。勿論現実の抵抗や革命的運動が起るかどうかは力関係によることであろうが、政治権力が自ら定めた憲法を破ったということは、かかる闘争に強い正当性意識——これは大衆運動には極めて重要な意味をもつ——を与える可能性をもつわけである。また、三権分立の近代国家では、たとえば立法機関が憲法を無視しても、裁判所がかえって違憲立法の効力を否定することによって法的安定を——政治権力機構内部における一部の者の冒険的な反秩序的行動を抑制する意味をもつ——維持する如き仕組みができており、憲法の規定の存否は決定的な重要性をもつのである。だからこそ、軍隊を既成事実

としてもちながら憲法改正によってそれを正面から肯認しようと保守勢力はつとめているわけであり、現行憲法に關してなるべく自己のなした盟約たる意味を陰蔽するように、しきりにマッカーサー元帥の行きすぎの押しつけだと強調したりもするのである。たとい軍隊の装備が強化しても、違憲の疑がある存在だということになっては安心して権力の防衛を委ねうるか、という問題にひっかかからざるをえないのかもしれない。

憲法が生存権保障をうたっているということ、は、右のように少くも国家機関を生存権の闘争においてある程度あてにできることを意味しているだろう。社会保障法を慈善ではなく権利の体系として立法すべきだと立法院が考えたとすれば、それは憲法第二五条の規定に負うところとせねばならぬ。また、東京地裁が朝日氏の主張を正当なりと判断した根拠は、生活保護法——憲法第二五条（生保法第一条）へと遡る生存権の法理にほかならなかった。最高裁は憲法二五条は個人の具体的権利を保障する趣旨でないと解しているが、いやしくも憲法の人権規定であつてみれば、少くとも「健康で文化的な最低限度の生活」をする権利の不可侵性——立法によると行政によると又国家によると私人によるとを問わず不可侵の権利——を承認すべきは当然である。ただ、表現が抽象的なので、立法院や裁判所の判断の解釈の余地が広いというだけのことである。しかし如何にひろくても社会通念——可成り漠然とはしているし、それ自体法の適用を通じて変りゆく可能性があるにせよ——に照せば自ら明らかな一線が見出されよう。

難目訴訟の公判で、ある学者が行方不明の女はただあわれな位に滑稽であつて、社会保障専門学者のこの種の証言はむしろ多いほど運動は進もうというものである。証言に曰く、

「日本のチベットといわれている岩手の山奥では夏ははだしや裸で暮し、用便はワラ等で始末している。これでも結構文化的な生活といえる。たとえ三十円でも、チリ紙代がふくまれていれば良い方であらう」と。

これでは良識ある裁判官ならば、どんな顔をして聴くか想像ができる。このような証言が出るようだったら訴訟はまず勝算ありとみてよいだろうと思う。

憲法第二五条が「最低限度の生活」などという表現を使っているの、生きてさえおればいいのだという風に読みたがる学者もいるかもしれないが、「健康で文化的な」つまり「人間の尊重」の法旨に照して承認できるような最低限度の生活までは、病人であれ不具であれ誰でもが要求する権利があることを明らかにしているわけで、露命をつないでゆく権利などというものではない。岩手の山奥の裸でくらす人たちや山谷、釜ヶ崎の下や街の住人はもとより、多くの低所得層の人々の生活状態は生存権の実現せられている状態ではなく、むしろ生存権の保障の行なわれていない状態なのである。この人たちは生存権保障をさまざまな方法によって要求してよいのである。ただ、それをなすための現実の方法をもっていないというだけである。労働組合や各種の勤労大衆の組織がまだこの人たちに浸透する程度が少いからである。こ

れからこの人たちも社会保障闘争に組み入れられてゆけば、彼等の生活の現状が生存権の保障された状態だなどとは誰しも言えなくなるにちがいない。やはり運動なくしては勤労大衆の権利は主張することもむづかしいのである。

根源的生存権の意識は生活苦にあえぐ人々には直感的に感取された直接的な意識として抱かれるが、日常的闘争においてそれを理論的自覚的にもって闘う人は必ずしも多数とはいえない。それは闘争の中で逐次自覚されてゆくものである。その点憲法二五条をかかげるのは、より広汎な人民層にわかり易くアッピールする力をもつてである。憲法が保障しているというそのことだけで国家権力もまたそれに服さねばならないのである。自分たちが実感として感じているものは、憲法の認めるところだ、となれば、勤労大衆は生存権主張の正当性に確信をもつてであろう。権利闘争としての社会保障闘争という表現もびつたりわかるということにもなるだろう。

憲法二五条は第二項に社会保障や公衆衛生のことを規定しているので、生存権は公衆衛生に関するものや社会保障制度のみの根拠となるかにみえるが、もとより労働法においてもそれは直接間接に規範的根拠となっている。労働保護法の領域だけでなく、集団的労働法の領域においてもそうである。団結権わけでも争議権の保障(憲二八条、労組法一・七・八条)の規範的根拠は単純には自由権に見出すべきでない。生存権の規範的要請がその深層にあるといわねばならない。

五 社会保障闘争の課題

勤労大衆の生活苦の多彩な様相に照応する多様な要求をとらえるべき社会保障闘争の中で、いかなる要求をどのような形でどのような方式で闘いとするかは、戦術的な課題である。現下の切実な要求をまとめたのが、第一回社会保障研究会の前述の三目標なのである。私はこの問題を論評したり、これについて提案したりする気はない。どのような戦術をとり、どのような立法要求をかかげるにしても、決定的に重要な課題は社会保障闘争を推進する主体的組織の確立でなければならぬ。その課題はもとより今日労働組合や民主団体によって痛感せられているところである。ただ、この課題に、生存権の歴史的階級性格、現代的意義等に照して、いかなる点を理解しつつとり組んでゆくべきであるかについてのみ述べることにしたい。

① 勤労諸階層の連帯性の自覚と組織的紐帯の強化について

敗戦後に激発した生存権意識も勤労大衆のなかの諸階層の間の経済的連帯関係についての具体的な自覚を欠いていたところに弱点をもっていた。そのために権力の分断政策に対して有効な生存権の闘争——社会保障闘争及び労働法改悪反対闘争——を組織しえなかった。そして各集団の特殊利益の矛盾が表面に出された。しかし今日、十数年の闘争と実践のなかで勤労大衆はようやく諸階層の生活諸条件の基本的連帯性を意識しつつあり、かかる意識の下に各階層の組織的紐帯は生れ、強

められつつあると思われる。

従来は大幅賃金上昇を要求する大企業労働者には、底辺において生活保護基準とか初診料とかに噛みついていて人々の社会は、あたかも別世界の如くであつた。だが、今日ではそれは同じ世界の問題であり、被保護世帯が保護基準の引上げ療養費払制や初診料の廃止などを要求し、失対労働者が越年資金を要求するのも、さては地域社会が保育所の問題をとりあげ、あるいは公害排除環境衛生の向上を要求するのも、大組合が労働時間短縮、福利施設充実などの要求をもつのも、相互にからみ合つて勤労大衆の生活水準を規定していることが意識せられてきている。この要求の連帯は資本制社会の全体的把握をめざす学習活動をぬきにしては、十分にはつかみ得ないものではあるが、まずそれぞれの行動単位組織において要求を生む諸条件を、換言すれば現在の生活状態を規定している諸条件を検討して見る必要があるであろう。もともと社会保障闘争はそれぞれの社会集団にとって当面する切実な要求のための闘争の多源性をはらむのは当然でもあり、いずれもそれなりに精力的に実現しなければならぬものである。また、たとえば雇傭の保障、医療保障、老令保障という要求が組織労働者と未組織労働者さらに零細企業主から農漁民を含んでの共通の目標として打立てられたからといって、それは全国的各組織の統一行動の要求とのみ考えるべきではなく、それぞれの行動単位組織はそれぞれ協約闘争、福利厚生闘争あるいは地方自治体への働きかけ、職安、民生委員などとの根気のいい交渉によ

る良き実績をつみ重ねる努力がなければならぬ。そのような努力の中で組織連帯をもつてしなければさし迫って解決しえない問題や相互に深い関連のある問題をめぐって地域的あるいは産業範囲にさらには全国センターにおいて（生活保護基準や失対賃金の向上と、最低賃金制の改善の闘争とは不可分であるが、それは地域、産業さらに全国的な賃上げ闘争と相互作用のうちに発展せしめられるのでなければ、どこかで頭打ちする）組織的連帯活動を立体的に組織することが必要になろう。その間に組織の指導者たちの理解と戦術のための研究集会がつみ重ねられねばならぬ。『社会保障屋』と半ば知識の誇りをもって、半ば無力の自嘲をもって自らをよんでいるこの人たちの役割は極めて大きい。組織部や情宣部はいまこそ『社会保障屋』に学ばねばならないばかりでなく、『社会保障屋』が運動指導の中核部分に参加することが勤労大衆にとって極めて必要なことである。今日社会保障闘争の重要性を具体的に自覚しない者は少くも単産次元以上の組合の幹部たる資格がないと極言してもよい。けだし、その自覚の乏しいということとは、勤労諸階層の利害の連帯性についての自覚において欠けることを意味しているだろうからである。

現在日本の労働運動は産業別統一闘争を通して逐次企業の枠をこえつつある。また、地域組織の拡大——中小企業に働く未組織労働者の組織化——につとめることによって企業間の枠をこえてゆこうとしている。企業の枠をこえるべきだ、ということが合言葉のようになっていくにかかわらず、

それは容易なことではない。しかし、このチャンスを迎えているようでもある。労働市場の変動、年功序列賃金の動揺、資本の合併、合同や系列化、コンビナートの出現に伴う失業と移動、外国資本との合併会社の設立に伴う欧米的労働慣行の流入、さては又相つぐ首切り等による職業的運動家の増加等は、『企業の枠』を揺り動かすことにもなるうか。とまれ組合自身が、『企業の枠』をこえた連帯組織の機能を強化してゆくことは、勤労諸階層との連帯的組織を形成する上で欠くべからざる条件のように思われる。しかしまた同時に社会保障闘争自体が『企業の枠』を労働者組織から取りのぞく有力な条件ともなるにちがいない。ことに、いま組合のかかげる社会保障要求は『企業の枠』内に安住していた古参労働者たちの枠外しめ出しの危機（失業、老齢等）という現実的課題への対応性を含んでいるだけに、組合と勤労諸階層の間の連帯性についての自覚をもたらしだそうと思われるし、その闘争が『企業の枠』をこえようとする組合自体の努力を援けることにもなるう。

② 根源的権利意識の昂揚

資本主義社会における労働運動にとって資本主義社会の階級的矛盾をつきとめ国家の階級性を把握することによって、労働者階級の歴史的優越に根元する彼等のイデオロギーの真理性と正当性を肯認する意識が広汎に高まっていることは決定的に重要なことである。社会保障闘争においては、それが資本家階級と直接に交渉し闘争して獲いとる——かかる闘争と不可分ではあるが——という形よりも、国家権力に対して要求をつきつける形

をとることも多いだけに、またその闘争の成果は闘争に参加しない多くの人々にも及び、この人々には『闘い』とった権利というよりも『上からの慈悲』ないしは『善政』というふうにしぼしば受けとられやすく、支配階級の懐柔政策たる側面が実果をあげる可能性もあるだけに、生存権の根源的正当性に関する確信をつねに喚起しつづける必要があるといわねばならない。しかしこれは容易な仕事ではない。

もとより現在の社会保障制度の理解を通じて、制度上の権利の内容を知ることが端的な仕事でなければならぬ。各種団体の指導者たちがこの知識をもっていないでは、この闘争の一環たる日常闘争と組織闘争ができない。幹部講座には勿論、一般組合員教育のための労働講座においても今後は社会保障の講座課目を入れる必要がある。『社会保障屋』だけの講習会で取り扱われるだけではいけない。少くも、月給袋から保険料をさしひかれていく社会保険の仕組みや運営の実態——民主的運営に対する要求は自ら生れてくるだろう——ぐらいは労働講座の課題にしないという手はあるまい。

次に現行の社会保障制度を、比較法的にあるいはILOの条約などと対比し、憲法第二五条に立ちかえりつつ、批判的に分析しなければならぬ。わけでも幹部講座において直ちにこのことは必要であろう。社会保障制度の世界的水準を明らかにすることは、同時に憲法二五条の内容を具体的に把握すること——これは動的にみれば内容を与えることである——にはかならないといつてよい。

以上はどちらかといえば社会保障闘争のための学習領域だが、この闘争も勿論労働運動の一環であってみれば、基礎的学習の必要なのはいうまでもないことである。ただ、社会保障闘争が労働運動のなかで比重を増してきているとすれば、学習は従来の傾向のように剰余価値搾取の原理と、賃金論だけではなく、さらに資本制生産の総行程に立ち入り、独占資本主義の現段階における階級的諸関係や基本的矛盾をとらえ、法と国家の階級性の基礎を明らかにするための学習がわけても必要になってきていると思われる。そしてかかる学習とともに軽視してはならないのは税制の究明である。社会保障がまさに「総資本の負担」だとされながら、かえって大衆収奪の体系であったり、責任転嫁の技術であったりするが、それは社会保障制度自体のなかからも暴露されるとはいえ——勤労大衆の保険料負担、基金の非民主的運営など——税制にまで立入ってゆかねば、その実相は把握できないし、批判は抽象的にならざるを得ない。税制闘争をぬきにしては社会保障闘争に迫力は生じない。社会保障闘争の抵抗面は税制闘争にほかならない。かの国税通則法反対闘争のとき、全国税の精力的かつ熱心な批判的情宣活動にもかかわらず、この問題は必ずしも多くの組合の関心をひくにいたらなかったのではなからうか、今後は組合は税制に首をつっこまねばならない。税制に対する批判の原理は社会正義であり、また生存権なのである。そして税制闘争が抵抗的であるだけに、——この闘争によって独占資本の横暴と国家の独占への奉仕、勤労大衆に対する不公正な課税

等が暴露されるにちがいない——勤労大衆諸階層の間の利害の連帯性を鋭く意識させることになる。

③ 社会保障闘争の国際性並に平和運動との結びつきの強化について

社会保障の問題は一国の生活水準の基礎的な条件の問題であるが、それ故にまたすぐれて国際的な問題である。それは商品生産コストや商品の購買力などに影響する問題として世界の独占資本の関心をひくばかりか、たとえばEEC (European Economic Community 欧州経済共同体) 内部における労働力移動の条件でもあり、あるいは World Enterprise (世界的企業) の工場・営業所配置計画を規定する条件ともなる問題であろう。国際労働運動にとつては、一国の低賃金や労働条件・社会保障の低劣さは、世界市場を媒介として先進国の生活水準をひっぱる意味をもつだけでなく(賃金自由化はますますその面をあらわにする)、生活水準の低い国からの労働力の移動は、労働市場を乱し、組織にもはねかえるので、これまた深い関心をよせることになる。だから、ILOの舞台は団結権をめぐる提訴の場合よりも一層多く社会保障闘争に活用される可能性があるだろう。またILO条約一〇二号(一九五二年採択)「社会保障の最低基準条約」や労働者住宅に関する勧告(一九六一年)などの批准や採択を要求する闘争も積極的に組織せられねばならぬ。

しかし今日最も強調すべきは平和運動と社会保障闘争との結合を具体的徹底的に明らかにすべき点であろう。戦争への危険を含む兵力軍備の拡張、

装備の強化、軍需産業の助成といった対策を勤労大衆の負担によって押し進めようとする限り、ある段階、つまり権力的に制圧しうるまでに支配権力と支配体制とを確立する段階(かりにナチス的なものが予想できるとしての話だが) までは社会不安を緩和すべく、いくらかの社会政策費を計上するものである。しかしそれは勿論たんに「希望の影」を投ずるだけで、生存権を実現するものとはならないとみてよい。しかも帝国主義国家においてはつねに支配階級は戦力増強への途を進む傾向をもつから、それを阻止する平和運動は生存権の闘争の前進にとって重要な条件となる。また平和のための闘いの成功を可能にする基礎条件の一つは勤労大衆の生活水準向上の闘いにほかならない。かかる闘争の結合のなかで具体的に展開されるべきは国家や地方自治体の予算・決算に対する批判活動であろう。これには、革新政党も議会内だけでなく勤労大衆の中に直接入って批判を展開することが必要となる。

平和運動と社会保障闘争との結合という側面において、われわれはまたその国際性を見のがしてはなるまい。勤労大衆の生活水準の低い帝国主義国家の存在は、世界平和に対する脅威であるということは国際的に共通の理解となっているところである。平和の問題は本来世界の問題である。日本における社会保障闘争の成功——最低賃金制や賃上げ、時間短縮等の闘争の成功と呼応するところが多い——による生活水準の向上は、そのこと自体世界平和運動の前進を意味するだろう。かの社会保障憲章もそれを訴える。(二六頁以下)

五最高裁判決にもかかわらず、国家公務員の警職法反対行動を無罪とする全農林判決を生み出し最高裁と下級審の法意識の分裂は今日なお続いている。

また公労委は国鉄新潟、金沢駅事件について支配介入（不当労働行為）の成立を認め、分裂工作にたいする抵抗の支えを提供した。これら法廷闘争の成果は、それを支える官公労働運動の発展を反映するものであった。もちろん総評弁護団が組織され、精力的な活動を展開したことも作用していたが基本的には、運動が進展すれば、すくなくとも下級審の裁判官の法意識もそれに対応することを示していた。

今日の段階は、こうした成果の上に、労働基本権確立、ストライキ権奪還をめざす官公労働運動（民間との関係はのちにふれる）と、新安保体制強化の方向との接点にあるということが出来る。

（なおこの章でとりあつた事実の詳細な分析については、野村平爾「ILO八七号条約批准運動の展開」法律時報三七・九・一〇、一一、三八・一月号参照）。

（一三頁よりつづく）

「労働者は、げんざいの軍事支出を社会保障の改善をはじめ社会的諸目的のために利用されるように闘わなければならない」と。

平和運動はもとより社会保障闘争よりも多面的な闘争を含んでいる。植民地解放支援、軍事基地反対闘争、核兵器の保有・製造・実験の反対闘争等は平和運動の課題である。ただ、平和運動を促進してゆく社会的主体は階級社会保障闘争の促進

勢力と重ることになる。

この二つの闘争が同一の主体的勢力を組織してゆく関係になる。安保闘争が、今日の社会保障闘争の前進をもたらす有力な契機となったというのも決して偶然ではない。安保闘争を闘った勤労諸階層こそ、社会保障闘争を闘うものにほかならないのである。そして、その際労働団体がその闘争の推進力となることも疑あるまい。

新賃金入門

舟橋尚道著

四八〇円

同一労働同一賃金の考え方も、お題目では賃上げ闘争のエネルギーとはならない。大巾賃上げのスローガンが資本の抵抗にあいつつある今日、大切なのは組合員の賃金思想の確立であろう。本書は、幣社刊『月刊労働問題』連載の講座をまとめ加筆したもので、職業別・熟練度別賃金への道を平易に説く。

労働法講話

野村平爾著

五八〇円

本書は、労働者が一生の間にであう労働法上の問題を、著者が多年にわたりじかに接してきた組合および組合員からの質問のあらずかずを整理し、それに応える生きた教科書で、関係者の必読文献である。

国際法（上・下）巻

ソビエト科学アカデミー法律研究所

〈日本語訳・安井 郁〉 上巻八〇〇円下巻八五〇円

三年前、ソ連科学アカデミーは高等教育用教科書として「国際法」を編さんし、英独をはじめ各国版が刊行されている。これはその日本版であり、社会主義国際法の定本で、平和共存のありかたを示す。

日本評論新社

東京・新宿・須賀町
東横 16番